地域とともに

お問い合わせは 国土交通省 東北地方整備局 三陸国道事務所 地域づくり相談室まで

三陸国道事務所のホームページ及びさんこく携帯サイトは



₹027-0029 宮古市藤の川4の1 tel 0193-62-1711 fax 0193-71-1734



締まりを実施しま

平成27年9月17日(木)に久慈警察署と合同で、また10月1日(木)には宮古警察署と合 同で特殊車両の取り締まりを実施しました。

今回の取り締まりでは、合わせて5台の車両を検測しました。

違反車両はありませんでしたが、今後も取り締まりを実施してまいります。

道路利用者の皆様には、ルールを守って通行していただきますようご協力をお願いいたします。







大型トレーラーなど一定の大きさや重さを超える車(特殊車両)が道路を通行するには、道路法により道路管理者の許可が 必要です。

無許可通行や許可範囲を超えた車両 の横行は、道路や橋の損傷に大きく影 響するほか、死亡事故等の重大事故 に結びつきやすく、また事故発生時は 車両及び散乱した積荷の撤去に伴う通 行規制が発生するなど、交通に多大な 支障が生じます。

事業者に対する法令遵守の意識の 徹底を図り、道路構造の保全と交通の 危険防止を図るため、違反車両に対す る厳格な取り締まりを実施しています。

▶重量制限超過は、みんなの財産である道路に負担をかけています



▶下表の限度を「1つでも」超える車両は 「特殊市市通行教育」が必要です

の政治ななが問めりと失心しているす。「特殊早间通行計引」が必要です	
	道路の構造による限度(車両制限令等)
長さ	<u>走行(連結・積載)状態</u> で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどがこれを <u>超えます。</u>
幅	<u>積載状態</u> で2. 5m
高さ	<u>積載状態</u> で 3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 <u>(車+乗員+荷物)</u>	積載状態で 20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)
軸重	<u>積載状態</u> で <u>最大</u> 10t



- ・車両の大きさや重さに関する制限はこのほかにも 「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあり
- 自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内で あっても、左表の限度を「1つでも」超える車両は 「特殊車両通行許可」が必要です。